

市内就職促進事業運営業務委託 プロポーザル 提案内容評価要領

1. 基本的な考え方と評価方法

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、委託候補者の順位付けを行う。なお、審査は本業務の委託事業者のプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

提案内容の評価は、次のとおり、「書類審査評価点」及び「プレゼンテーション評価点」の合計点により判定する。（100点満点）

（1）書類審査評価

提出書類に基づき審査を行う。書類審査は15点満点とし、下記の評価基準表に基づいて評価する。

（2）プレゼンテーション審査評価

プレゼンテーションに基づき審査を行う。プレゼンテーション審査は85点満点とし、下記の評価基準表に基づいて評価する。

（3）委託候補者の選定方法

「書類審査評価点」及び「プレゼンテーション評価点」を合計し、合計点数が最も高い者を委託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、委託候補者が本市の示す「委託条件」（市内就職促進事業運営業務委託 プロポーザル実施要領「6. 参加資格要件（応募条件）」を参照のこと。）を満たしていない場合は、採用しない。

（4）その他

プロポーザル参加者が1者の場合でも、同様に審査により選考を行うが、提案者の「書類審査評価点」及び「プレゼンテーション評価点」が著しく低いときは、選定委員会における協議により、委託候補者なしとする場合がある。

市内就職促進事業運営業務委託 プロポーザル評価基準表

1、書類審査評価項目

No.	大分類	中分類	評価項目	配点
1	会社概要・実績	信頼性及び実績	・過去に同種又は類似業務の実績があるか。 ・業務を適切に遂行する能力があるか。	5
2	実施スケジュール	実施スケジュール	・無理のない業務計画を組んでいるか。 ・業務項目ごとにスケジュールが明確に示されているか。	5
3	価格	価格	・適正な見積額であるか。 【計算式】(提案事業者のうち最も低い提案額) / (当該提案事業者の提案額) × 5 点 ※小数点以下第 1 位を四捨五入	5
書類審査合計				15

2、プレゼンテーション審査評価項目

No.	大分類	中分類	評価項目	配点
①	本業務への理解	本業務の理解度	・本市が示した業務目的を理解した上で提案しているか。	10
		仕様書の理解度	・提案内容が仕様書の項目を踏まえた内容となっているか。	10
②	事業の企画・提案	適格性	・提案内容が本市のニーズと合致しているか。	10
		効率性	・提案内容が効率的であり、効果が得られるものとなっているか。	10
		実現性	・企画内容が実現可能なものとなっているか。	10
		独自の提案・工夫	・成果を高めるための独自の提案・工夫が見られるか。	10
③	実施体制	業務遂行にかかる体制	・業務遂行にかかる体制が十分に整っているか。	10
④	プレゼンテーション	・プレゼンテーションの内容が明確かつ簡潔なものか。 ・本業務に対する意欲が感じられるか。	15	
プレゼンテーション審査合計				85
総 計				100

- ・ 評価の際は、各項目の主な着眼点を参考に、審査項目ごとに5段階で評価を行う。
- ・ 評価の際には、「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているかまたは劣っているかを判断するものとする。
- ・ 評価には、下記のとおり対応する点を設け、当該項目の点数とする。
 - ・ 大変優れている：1～3は5点。 ①～③は10点、④は15点。
 - ・ 優れている：1～3は4点。 ①～③は8点、④は12点。
 - ・ 普通：1～3は3点。 ①～③は6点、④は9点。
 - ・ 劣る：1～3は2点。 ①～③は4点、④は6点。
 - ・ 大変劣る：1～3は1点。 ①～③は2点、④は3点。